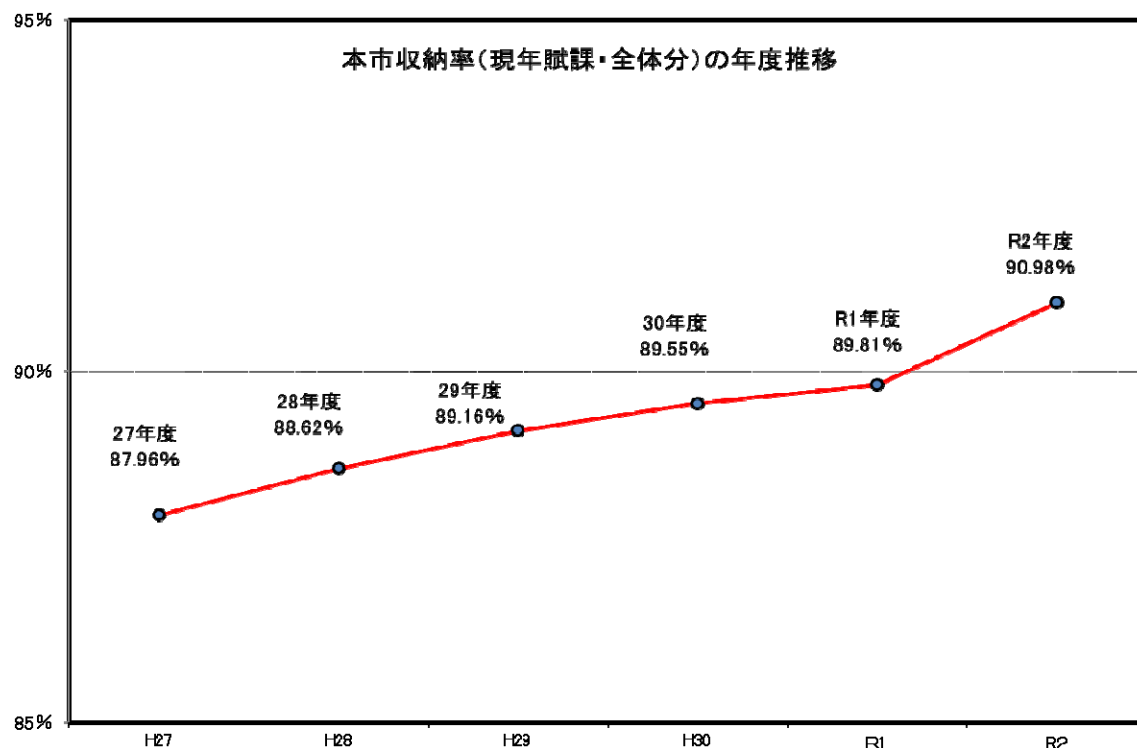


【報告2】令和4年度の大阪市の取り組みについて

報告2-①

保険料収納率の推移

各区における収納対策の取り組みと、コールセンターによる電話督促、市債権回収対策室による滞納者の財産調査や弁護士職員等によるバックアップなどが効果的な連携を図ることで、収納率は毎年上昇してきている。目標収納率の達成に向け、未収債権の解消に取り組んでいく。



令和4年度は目標収納率
91.52%の達成をめざす
(大阪府が定める標準収納率に
よって設定)

<参考>

大阪府内平均(現年賦課・全体分)

令和2年度 94.22%

令和元年度 93.55%

●各区の地域特性に応じた取り組み

・初期末納者に対する取り組み

納期限経過後も保険料が未納である世帯に対して督促状を送付するとともに、窓口対応時等あらゆる機会を捉えて納付相談を実施することで、未納の早期解消に努める。

・長期滞納者に対する取り組み

催告書の送付により自主納付を促進するとともに、財産調査に基づく差押え可能財産の把握による納付交渉の強化や、差押予告の送付などに取り組む。これらの取り組みによっても滞納が解消されない場合は、関係法令に基づき適正に差押えを実施する。

・資格等適正化

他保険加入等による資格喪失未届世帯に対する届出勧奨や、住基異動未届世帯にかかる居住確認調査により、資格の適正化を図る。

●民間事業者によるコールセンター業務

初期末納者に対して督促状を送付のうえ、電話による納付督促を実施する。また、その結果を区役所に情報連携し、納付相談等に資することで、未納の早期解消に努める。

●市債権回収対策室

税の徴収ノウハウの活用や財産調査を集約化して効率的に実施するとともに、給与差押の実施などの滞納処分業務を推進し、保険料収入の確保に努める。

●弁護士職員及び国保収納業務の経験を有する職員によるサポート

- ・区職員に対する助言や直接指導によるスキルアップ
- ・滞納整理業務にかかる法令知識面でのバックアップ
- ・弁護士名での文書送付等による自主納付の誘引
- ・不動産公売を前提とした積極的な差押の実施による収入額の確保

●納付環境の整備等

- ・口座振替納付の基本化（平成25年度～）
- ・ペイジー口座振替受付サービスの導入（平成25年度～）
- ・Web口座振替受付サービスの導入（平成28年度～）
- ・LINE Pay 請求書支払いの導入（平成30年度～）
- ・PayPay 請求書払いなどキャッシュレス決済の拡充（令和2年度～）

(参考)政令指定都市及び特別区(東京23区)の保険料(税)収納率

	平成30年度		令和元年度		対前年度 増▲減率	
	%	順位	%	順位	%	順位
札幌市	94.47	6	94.34	6	▲0.13	29
仙台市	94.37	7	94.65	3	0.27	22
さいたま市	92.27	13	92.27	14	0.00	26
千葉市	91.25	19	92.08	16	0.83	11
特別区(東京23区)	86.83	33	87.33	33	0.50	14
千代田区	91.64	17	91.23	18	0.41	37
中央区	86.84	32	87.12	34	0.28	21
港区	83.45	42	84.88	40	1.43	5
新宿区	80.90	44	82.32	44	1.42	6
文京区	88.40	27	90.99	20	2.59	1
台東区	85.72	36	85.65	38	▲0.06	28
墨田区	87.46	30	87.48	31	0.02	25
江東区	87.18	31	88.01	29	0.83	12
品川区	92.32	12	92.08	15	▲0.23	31
目黒区	88.09	29	89.81	24	1.72	2
大田区	89.45	24	88.77	28	▲0.68	42
世田谷区	88.13	28	87.67	3	▲0.46	39
渋谷区	84.19	41	83.98	42	▲0.21	30
中野区	84.98	39	84.53	41	▲0.45	38
杉並区	85.20	38	86.29	36	1.09	8
豊島区	82.88	43	83.91	43	1.03	9
北区	84.51	40	85.96	37	1.45	4
荒川区	88.72	26	89.31	27	0.59	13
板橋区	85.39	37	86.66	35	1.27	7
練馬区	88.93	25	89.85	23	0.91	10
足立区	85.76	35	87.36	32	1.60	3
葛飾区	85.96	34	85.59	39	▲0.37	34
江戸川区	89.99	21	89.47	26	▲0.53	40
横浜市	95.30	2	94.94	2	▲0.36	33
川崎市	94.66	4	94.12	7	▲0.54	41
相模原市	90.58	20	90.92	21	0.34	17
新潟市	93.63	9	93.58	8	▲0.05	27
静岡市	93.11	11	93.47	9	0.37	16
浜松市	91.95	16	92.28	13	0.33	18
名古屋市	96.14	1	95.75	1	▲0.39	35
京都市	94.50	5	94.56	4	0.06	24
大阪市	89.55	23	89.81	25	0.26	23
堺市	94.75	3	94.35	5	▲0.39	36
神戸市	93.86	8	93.16	10	▲0.70	43
岡山市	91.50	18	91.81	17	0.31	19
広島市	91.99	15	92.37	12	0.39	15
北九州市	93.32	10	92.97	11	▲0.35	32
福岡市	92.04	14	91.17	19	▲0.87	44
熊本市	89.89	22	90.18	22	0.29	20
平均	91.17	-	91.29	-	0.11	-

※厚生労働省「令和元年度 国民健康保険(市町村)の財政状況について」より
 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出

●レセプト(診療報酬明細書) 点検事業

医療機関から提出されるレセプトについて、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、請求点数の算定方法及びその内容の点検、縦覧点検などを実施。（点検件数：約 990 万件）

●療養費支給申請書点検事業（柔道整復施術に係る療養費）

整骨院などで受けた施術に係る療養費について、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、申請書の点検や、被保険者及び施術所への照会などを実施。（点検件数：約 6 万件 [年間請求件数の約 1 割]）

●海外療養費、海外出産における出産育児一時金の点検

海外渡航中にやむを得ず日本国外の医療機関等で治療・出産し申請があった場合、大阪府国民健康保険団体連合会に委託し、申請書の確認や現地の公的機関、医療機関に事実内容の確認を実施。（点検件数：約 200 件）

●医療費通知

被保険者の医療費に対する意識啓発の観点から、医療費の個別通知を年 6 回実施。（送付件数：約 183 万件）

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及、啓発

- ・先発医薬品を服用している被保険者に向け、後発医薬品に切替えた場合の自己負担額の差額を年 3 回通知することで、被保険者の自己負担の軽減につなげる。（100 円以上の差額のある方に通知 送付件数：約 16 万件）
- ・後発医薬品希望カードや広報により、後発医薬品の普及啓発を図る。（令和 3 年 10 月審査分実績：使用割合 76.1%）

●重複・頻回受診者健康教育啓発

- ・重複・頻回受診者に対して健康教育用リーフレットを年 2 回送付し、適正受診について啓発を行う。（送付件数：約 2,100 件）
- ・重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者を選定し、保健師・薬剤師により訪問による教育指導を実施。（対象者：約 500 人）

●お薬手帳の周知

- ・大阪市ホームページに掲載
- ・パンフレット等広報物に掲載
- ・各種封筒の空きスペースに掲載

●特定健康診査

- ・40歳以上の方を対象に無料で実施。
個別健診：大阪府内約4,500か所
（内大阪市内約1,600か所）の医療機関
集団健診：市内24区の保健福祉センター・小学校等
（年間約300回実施）
- ・平成25年度から、人工透析の原因となる慢性腎臓病の重症化予防のための腎機能検査（血清クレアチニン、血清尿酸）を追加及び詳細な健診（貧血検査、心電図検査、眼底検査）の自己負担の無料化。
- ・令和2年度実施率 20.6%（前年度：22.3%）

●特定保健指導

- ・特定健康診査の結果を基に、生活習慣の改善が必要とされる対象者に、「動機付け支援」「積極的支援」の特定保健指導を実施。
- ・平成25年度から、「動機付け支援」該当者に、よりきめ細かな支援を行うため、取組み状況の確認などの中間支援を追加。
- ・令和2年度実施率 6.6%（前年度：6.1%）

●その他の保健指導

- ・特定健康診査の結果をもとに、各区保健師が、血圧・血糖ハイリスク者及び腎機能低下者に電話・訪問・面接などにより、医療機関への受診確認及び必要な保健指導を実施。

●実施率向上に向けた取組み＜令和4年度＞

- ◎個別通知（受診券、個別票）を全対象者へA4封筒（無料で受診できる旨記載）にて送付
- ◎電話による勧奨（平成25年度から開始）
（特定健診）40歳～73歳の前年健診未受診者（約7万件）
（特定保健指導）全ての対象者（約5千件）
- ◎区役所（保険年金業務主管・保健業務主管）・福祉局の取組み
 - ・受診啓発（区独自の啓発ピラおよびポスターの掲示など）
 - ・未受診者対策（未受診者への個別勧奨ピラの送付など）
 - ・集団健診における、がん検診との同時実施や休日の実施および周知の強化（地域での回覧およびポスターの掲示など）
 - ・特定保健指導中断者への利用継続勧奨

◎特定保健指導利用の円滑導入の取組み

- ・特定健診の結果説明と同時に特定保健指導を開始（一日人間ドック・個別健診取扱医療機関）
- ・集団健診会場で当日の結果から初回特定保健指導の開始（平成30年度から）

◎各区等の先駆的な取組みについて、情報を共有化

- ◎大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業（おおさか健活マイレージ「アスマイル」）への参画（府内全域実施：令和元年10月～）
スマホアプリを活用し、府民の健康づくり活動（ウォーキング、がん検診・特定健診の受診等）に対し、ポイント付与し特典を還元することで自発的な行動を促進する。

◎AIを活用した受診勧奨通知の送付（令和2年度から開始）

- 対象者：不定期受診者及び前年度加入者。（約19万件）

【参考】令和2年度 政令指定都市特定健康診査・特定保健指導実施状況（法定報告値）

特定健康診査					特定保健指導				
指定都市	対象者数	受診者数	実施率	順位	指定都市	対象者数	終了者数	実施率	順位
仙台市	130,801	60,075	45.9%	1	さいたま市	4,911	1,559	31.7%	1
新潟市	118,203	40,675	34.4%	2	静岡市	3,138	917	29.2%	2
北九州市	134,415	45,069	33.5%	3	広島市	3,924	1,079	27.5%	3
静岡市	102,657	34,240	33.4%	4	福岡市	5,612	1,316	23.4%	4
さいたま市	158,701	50,920	32.1%	5	京都市	4,271	923	21.6%	5
千葉市	128,802	41,112	31.9%	6	北九州市	5,445	1,028	18.9%	6
浜松市	112,589	34,490	30.6%	7	千葉市	4,498	767	17.1%	7
名古屋市	300,302	86,428	28.8%	8	浜松市	3,748	636	17.0%	8
神戸市	216,940	61,905	28.5%	9	新潟市	4,197	673	16.0%	9
熊本市	102,295	28,351	27.7%	10	相模原市	2,640	413	15.6%	10
堺市	123,230	33,900	27.5%	11	神戸市	6,923	1,051	15.2%	11
岡山市	89,758	24,449	27.2%	12	熊本市	3,552	464	13.1%	12
川崎市	165,778	42,763	25.8%	13	岡山市	3,161	312	9.9%	13
福岡市	187,928	47,517	25.3%	14	横浜市	12,159	1,132	9.3%	14
広島市	149,039	34,666	23.3%	15	札幌市	6,182	573	9.3%	15
相模原市	104,310	22,730	21.8%	16	仙台市	7,038	533	7.6%	16
横浜市	472,831	102,928	21.8%	17	堺市	4,094	277	6.8%	17
大阪市	374,169	76,954	20.6%	18	大阪市	9,954	652	6.6%	18
京都市	196,817	39,568	20.1%	19	川崎市	5,406	326	6.0%	19
札幌市	251,159	47,770	19.0%	20	名古屋市	10,119	443	4.4%	20
合計	3,620,724	956,510	26.4%		合計	110,972	15,074	13.6%	

●1 日人間ドック

- ・30歳以上の被保険者を対象に、健康保持及びがん・心疾患等の早期発見を目的とした検査を実施（費用：自己負担あり）
- ・令和2年度受診者数：21,967人（前年度：25,483人）

<実施内容>

検査内容：血液、尿、血圧、心肺機能、眼系、聴力、胃部エックス線、腹部超音波、便潜血等
 自己負担額：30歳代：14,000円、40～74歳：10,000円、40・45・55・65歳：無料

●糖尿病性腎症重症化予防事業

<対象者>

令和3年度特定健康診査受診者のうち、次のいずれかに該当する者で、直近3か月間で糖尿病の治療をしていない者

- HbA1c 6.5以上かつ尿蛋白+以上
 - HbA1c 6.5以上かつeGFR15以上60未満
 - 空腹時血糖 126mg/dl以上かつ尿蛋白+以上
 - 空腹時血糖 126mg/dl以上かつeGFR15以上60未満
- （令和4年度想定対象者：490人）

<事業内容>

糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず、治療に結びついていない被保険者を対象に、専門知識をもつ保健師や管理栄養士等の人材を有する民間事業者に委託し、医療機関への受診勧奨及び、6か月間の個別プログラムによるきめ細かな保健指導を実施。（定員70人）

- ・平成26年度に大阪府医師会の協力を得て本事業の検討会議を立ち上げ
- ・平成27年度から事業対象者の基準設定や効果的なプログラム、評価指標にかかる議論を踏まえて事業を実施
- ・平成29年度から評価検討会議を設置（事業の実績評価および目標の設定等、今後の事業のあり方の検討や課題を整理）

- ・令和元年度プログラムを終了し、翌年度も健診を受診した方の検査数値が有意に改善したことを確認。
- ・令和2年度実績：事業対象者558人に対し受診勧奨を行い、うち43人に個別プログラムによる保健指導を実施。

プログラム参加者のうち生活習慣を改善した人は、食事が約9割、運動が約8割であった。

事業対象者558人のうち約3割の受診を確認。

